平成２３年（フ）第５５７４号
東京都江戸川区中央４丁目２－２－207
債務者　篠原真由美（旧姓五位渕）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５９３号
東京都世田谷区梅丘１丁目25－１
債務者　老月　春雄
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６１０号
東京都北区浮間３丁目１－19－204
債務者　佐藤　雅子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８５号
静岡市葵区瀬名中央１丁目７番23号　コーポ梓101号、旧住所静岡市駿河区西島191番地の７
債務者　山本　和範
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０８号
静岡市葵区千代２丁目９－40　ムーンハイツ千代205号室、住民票上の住所静岡市葵区七間町16番地の６
債務者　木原　和江
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１号
島根県益田市須子町65番２号、前住所東京都世田谷区北沢３丁目３番３号パークアベニュー806
債務者　大賀　弘明
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第２９６号
東京都国分寺市内藤１丁目５番地22テラス内藤Ｂ棟
債務者　小松　順子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０５号
東京都福生市大字熊川173番地１アクティブⅢ102号室
債務者　畑　　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３７０号
東京都八王子市石川町2446番地１ベルグラース102号
債務者　坂本　和也
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０２号
静岡県浜松市西区入野町4902番地の８　シャトレかみむら208号
債務者　気仙明夫こと　ケセン　ルイス　アキオ
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
静岡県浜松市西区志都呂町5195番地　ルワンジュⅡ105、前住所静岡県浜松市北区豊岡町44番地の３
債務者　横井智恵美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
熊本県菊池市隈府1388番地３
債務者　菊川　明美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
静岡市駿河区西脇1052番地の１サウスガーデン203号
債務者　増田　智子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３６号
静岡市清水区高橋１丁目12番27号
債務者　飯島亜矢子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部